

親友にお金を貸して欲しいと言われたとき、あなたはどうされますか？

なぜ、保証人になってはいけないのか？

「保証人になってはいけない」というフレーズは、日本人だれしも一度くらいは、聞かれたことがあるかと思えます。

前号では、貸し金に関する保証人の説明をさせていただきました。間違いを恐れずに申し上げますと、法的に借金などの「保証人」とは、「自分には直接的な経済的利益が全くないのに、とある借金などに関して全責任を負っている人」ということとなります。

これは、お金を貸す側の立場から見ると、お金を貸していない人にまで返済の責任を追及できる、非常に便利な制度になります。我々がお金を貸す人の相談を受けた場合、返済能力がある

「保証人」を求めるようにアドバイスさせていただくこともしばしばです。では、どのような人を保証人として契約してもらうことが貸し金の回収に効果を表すのか考えてみましょう。（今号は、私の体験に基づく私見であり、法律で何らの規定がないことを最初にお断りしておきます。）

保証人は、債務者と違う家計で生活している人

保証人となって頂く方は、お金を借りに来た人と違う家計で生活している人を保証人とする。例えば、旦那さんの借金の保証人に同じ家計で生活している奥さんがなつたとします。

この場合、家計を同一にしているので、二人が返済に向けて努力をすることになります。しかし、この夫婦に大きな出費を伴う事件が発生したらどうなるでしょうか？
家族の入院、子供の進学の・・・想定外の出費は、人生につきものです。

この夫婦は、借金の返済をしながらこの事件に対応していくこととなります。うまく乗り切れれば良いのですが、この夫婦が乗り切れなかったときを想像してください。

預貯金などの経済的余力を使い果たし、最後に借金の支払いが滞ります。このようになれば保証人である奥さんに支払う能力は、残されていませんよ。

結局、同じ家計で生活している人は、債務者と一心同体であることが殆どです。

従って、この様な事態を避けるためには、債務者とは全く違う家計で生活されている人に保証人になってもらうことも検討すべきこととなります。

また、少し視点を変えたお話ですが、お金を貸す段階で債務者が、「全く別の家計で生活する人」を保証人として準備できるかどうかを確認することは、その債務者の社会的信用力も確認できることになると思います。今回のお話には、正解がありませんし、様々な場面に置き換

えることもできます。例えば、典型的な置き換えは、会社の借金を社長個人が連帯保証人をすることですね。勿論、この場合は前述のパターンと全く同じではありませんが、ある部分で重なります。

いずれのパターンも奥さんや社長を保証人とする法的意義は非常に大きいですが、もう少し踏み込んだ検討が必要かと思えます。

今回は、私の体験に基づきお話をさせていただきました。次号からは、また違ったお話をさせていただきますたいと思います。

L & P 司法書士法人
大阪市北区梅田2 5 4
06 6455 0171
神戸市中央区明石町48
078 325 8886



消費税率引き上げに伴うお知らせ

このたび消費税法の改正により、平成26年4月1日より消費税率が5%より8%に引き上げられることとなりました。

共済会におきましては、2月の理事会で今後の対応について協議しました結果、事務代行費等課税対象となる価格につきましては、**現在頂いている5%の税抜き価格に変更なく、税抜き価格に消費税8%を転嫁させていただきます**という事で決議致しました。また従来の請求書は税込表示でしたが、4月1日以降は税抜き表示とさせていただきます。組合費につきましては非課税のため従来通りのご請求額となります。

* 法人企業の決算申告に伴う 税理士報酬

税理士法人 協栄会 F A パート
ナースに支払う税理士報酬は、法人につきましては2月決算の法人企業から、
(課税業者) 45,000円 47,000円
(非課税業者) 30,000円 31,000円
となります。



喫茶パパー 上田 泰廣

今回は、尼崎中央一番街商店街で昭和22年から営業されている喫茶パパーさんをご紹介します。

みなさんこんにちは。尼崎中央一番街商店街でパパー喫茶店を営んでいる上田です。

日頃は、共済会、及び会員の皆様には大変お世話になって居ります。

長年の不景気の煽りを受け、更に高齢化時代に入り商店街も日々変化の一途をたどって居り、ここ2、3年特に激しく移り変わり、商店街の老舗であった店舗もどんどん衰退している今日です。



そこで中央一番街商店街は一年より地域住民を大切に！！また高齢者にやさしく！！を合言葉に手探りで立案ではありましたが、商店街活性化劇場と称し、おもてなし落語寄席を開催しました。
お蔭様で会場は満員御礼の盛況で今後の開催を心待ちにして下さる様子でした。
そうした商店街の取り組みで地域住民・高齢者との絆を深め新たなコミュニティが形成されるきっかけづくりをして、商店街の活性化に役立てたいと願っています。アーケードの中で店舗を連ねているだけでは、変化に対応できない厳しい現状です。

PR
番外編 : 野球チームが結成
3年目にして念願の初勝利を挙
げる事ができました!

大阪市西淀川区佃5丁目5-1
06-6473-8803



ます。
これから、お客様により良
いサービスを提供出来る様に各
部署が連携し、高品質、短納期、
適正価格をモットーに闘志と責
任を持って邁進していきたく
考えております。

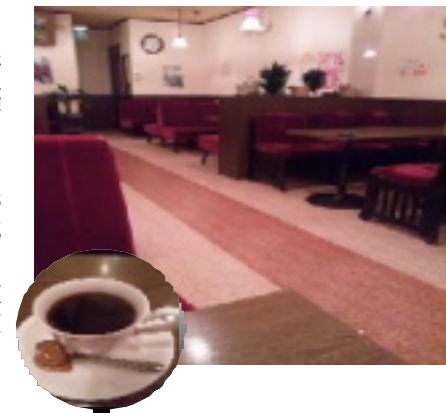
有期契約労働者、短時間労働
者、派遣労働者といった、いわ
ゆる非正規雇用の労働者の企業
内でのキャリアアップ等を促進
するため、正規雇用への転換、
人材育成、処遇改善などの取組
を実施した事業主に対して助成
する制度です。
労働者の意欲、能力を向上さ
せ、事業の生産性を高め、優秀
な人材を確
保するため
に、活用し
ていただけ
ます。



キャリアアップ 助成金

「非正規雇用労働者のキャ
リアップに取り組み
事業主を支援」

戦前、新三和で穀物取引をし
ていた先代上田敏男が、昭和21
年に現在のところに三戸一の住
宅を手に入れ、当時珍しかった
喫茶店を開業した次第です。店
名のパバーは、開業時隣にあつ
たキャバレーのホステスが、お
客様のことをパバーと言ってい
たのを耳に止まり名前を付けた
そうです。
2代目の私は、平成10年7月



に店を新築して先代の意志を引
き継ぎ頑張っています。
営業時間は朝7時30分から夜
10時まで。定休日は月曜日。日
替わり定食は全て手作り。
コーヒーは生豆を自家焙煎して
いるのが自慢です。店内は落ち
着いた照明の純喫茶です。

新聞をゆっくり読んでいた
いたり、お友達とおしゃべりし
ていただいたり、くつろげる雰
囲気を作ることをご心がけてい
ます。
是非一度お立ち寄り下さい。

尼崎市神田中通2-24
電話06-6413-0990

株式会社 有明システム

代表取締役 陣内 剛

有明システムは今年で創立45
年を迎える電気制御盤の設計製
作会社です。
昭和44年に10坪程度の小さな
場所を借り、私の父である先代
と義弟の2人で盤製作会社を始
めたのが会社の始まりとなりま
す。当社は、制御盤設計、钣金
製作、組立配線、検査、ソフト
設計、電気工事、試運転調整、
生産立会まで制御盤関連をト
ータルサポート致します。

- 1 当社の三大特色として、
設計力の高さ
- 2 海外案件への対応力
- 3 業務パートナーとのネット
ワークの豊富さ
があります。

設計力の高さは、在籍人数の
多さと技術力の高さが挙げられ
、タッチパネルなどのソフ
トプログラマーが15名以上在籍
し、それぞれが日々自己研鑽に
勤しみながら更なる技術力の向
上を目指しています。最近では
積極的にSCADAシステムの構築
に取り組みしており、食品機械、



水処理プラント、鉄鋼ラインへ
導入実績があります。
また、緊急対応、アフターフ
ロー体制が確立しており、お客
様の多様なニーズに迅速に対応
できていることもお客様に支持
されている理由がもしませせん

海外案件への対応力としては
世界10ヶ国以上への納入実績、
海外規格に精通していること、
シーメンス、ロックウェル等の
海外メーカーへの対応が可能なが
あげられます。近年、海外での
制御盤に関する規格は厳格かつ
煩雑化しており、規格や海外マ
ンナーにだけ精通しているかが、
海外案件の設計をするうえでと
ても重要です。

業務パートナーのネットワー
クは国内40ヶ所以上のエリアに
及び、お客様へのサポート体制
を確立しております。現地協力
パートナーとの連携はイニシヤ
ルコストダウンのみならず、設
備導入後の迅速なアフターフ
ローを可能にし、工場のダウン
タイムの最小化に大きく役立ち

助成内容		助成額 () 額は大企業の額
正規雇用等 転換コース	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	有期 正規: 1人当たり40万円(30万円) 有期 無期: 1人当たり20万円(15万円) 無期 正規: 1人当たり20万円(15万円) 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間 50万円(40万円)、 30万円(25万円) <1年度1事業所当たり15人まで(は10人まで)> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 1人当り 10万円 5万円 5万円を助算 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、 1人当たり10万円を助算
人材育成 コース	有期契約労働者等に 一般職業訓練(Off-JT)または 有期実習型訓練(「ジョブカード」を活用したOff-JT+OJT を組み合わせた3~6ヶ月の職業訓練)を行った場合に助成	Off-JT(1人当たり) 賃金助成: 1h当たり800円(500円) 経費助成: 訓練時間数が100時間未満 10万円(7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(15万円) 200時間以上 30万円(20万円) *実績が上記を下回る場合は実績を限度 OJT(1人当たり) 実費助成: 1h当たり700円(700円) 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円